

# 議案第2号 健全化計画等の策定について

## (1)健全化計画の変更

- ▶ 指定基金の指定(平成22年12月10日)。積立水準82.4%。
- ▶ 平成22年2月28日健全化計画策定、厚生労働大臣あて申請、認可を受ける。
- ▶ 平成22年度決算(平成23年3月31日)において、積立水準87%。
- ▶ 平成23年11月、財政運営基準の見直しにより健全化計画の再提出が必要となった。
- ▶ 平成24年2月28日、健全化計画の変更を厚生労働大臣あて申請、認可を受ける。
  - 業務会計の事務費掛金現行3%→2%、1%→年金経理「特例掛金」として拠出する。
  - 福祉施設会計の剰余金1億円を年金経理に繰入れる。
- ▶ 平成23年度決算(平成24年3月31日)において、積立水準80%。
- ▶ 厚生労働省より地方厚生局に対し、健全化計画の変更について指示。

各年度において、決算結果に基づく積立比率(最低責任準備金に対する積み立て比率)と健全化計画における当該年度の積立比率を比較し、決算結果に基づく積立比率が、少しでも健全化計画における当該年度の積立比率を下回っている場合は、健全化計画の変更が必要となった。

- ▶ 平成23年度は、健全化計画における積立比率が82.1%に対し、実績は80%となった。⇒ 繰越不足金45億円強の解消及び健全化計画承認基準を満たすため1.6%の掛金引き上げを平成25年4月1日実施することを可決。(平成24年9月25日、第101回代議員会)

- ▶ 掛金の見直しによる健全化計画を作成⇒平成25年2月28日厚生労働大臣宛申請。  
 平成27年度末において積立水準②が83%以上とする計画。

別添様式2

健全化計画書

基金番号： 449  
 基金名： 東日本硝子業厚生年金基金  
 設立年月日： 昭和44年1月1日  
 設立形態： 総合型

1. 財政健全化計画  
 (1) 現状

事項	項目	現 状
① 給付設計に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付の型</li> <li>給付水準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代行型</li> <li>加入員については、平成17年4月に給付引下げを実施し、プラスアルファ水準が15.2%となっている。</li> </ul>
② 適用に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>設立事業所の定め</li> <li>加入員の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガラスの製造、加工及び販売を主たる業とする事業所</li> <li>平成24年3月31日現在、基本部分男子4,318名、女子2,138名。</li> </ul>
③ 負担に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>免除保険料率</li> <li>標準掛金</li> <li>特別掛金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>38‰</li> <li>基本部分：43‰（計算上必要な掛金率を適用している。）</li> <li>基本部分：25‰（計算上必要な掛金率を適用している。）</li> </ul>
④ 業務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局の体制</li> <li>業務委託形態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>常務理事1名、事務職員4名</li> <li>I B型</li> </ul>
⑤ その他の事項 (設立母体の状況等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>設立母体</li> <li>業界動向</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東部硝子工業会。</li> <li>景気低迷の影響、現業部門の海外進出の進展、母体に所属しない加入事業者の比率の増加等により今後一層の加入者数の減少が予想される。</li> <li>また加入事業所は、従業員数30名程度の中小零細企業が多く、総じて収益状況は厳しい。</li> </ul>

基金番号： 449  
基金名： 東日本硝子業厚生年金基金  
設立年月日： 昭和44年1月1日  
設立形態： 総合型

## (2) 財政の健全化の目標

### 財政の健全化の目標

・平成27年度末までに純資産が最低責任準備金の83%（指定年度の前年度末82%+1%）を上回る水準まで積立水準を回復させることを目標とする。

### 健全化の基本方針

平成25年2月代議員会決議により財政状況の健全化に向けて以下の事項を決議。

- ・平成27年度末までに上記健全化計画の達成すべく掛金引上げを実施する。
  - ①標準掛金3%の引上げを実施。これにより、予定利回りを5.5%から3.5%に引き下げる。
  - ②特別掛金14%の引上げを実施し、繰越不足金の解消を行う。

基金番号： 449  
 基金名： 東日本硝子業厚生年金基金  
 設立年月日： 昭和44年1月1日  
 設立形態： 総合型

(3) 具体的改善措置

事項	項目	具体的改善措置
① 給付設計に関する事項		
② 適用に関する事項		
③ 負担に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例掛金の実施</li> <li>・掛金の引上げの実施</li> </ul>	<p>平成24年4月 平成28年3月末日（平成27年度末）までに健全化計画に掲げた目標を達成すべく特例掛金1%を追加実施する。</p> <p>平成25年4月 標準掛金3%、特別掛金1.4%の引上げを実施する。（特例掛金は廃止）標準掛金の引上げることにより、予定利回りを5.5%から3.5%に引下げることにした。</p>
④ 業務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金経理への繰入</li> </ul>	<p>平成24年4月 業務経理から年金経理へ1億円の繰入を実施。</p>
⑤ その他		

(注) 具体的改善措置の欄には、改善措置の実施年月（目途）を記載すること。また、改善措置を実施すること又は実施年度について、代議員会で議決した事項については、代議員会で議決した旨を記載すること。

基金番号：449

基金名：東日本硝子業厚生年金基金

設立年月日：昭和44年1月1日

設立形態：総合

## 2. 健全化計画に基づく財政見通し

年度	企業数・ 事業所数	加入員 数	受給者 数	収入計					支出計				収支残	年度末 積立金 (A)	最低責任 準備金 (B)	割合 (A/B)	運用 利回り (%)		
				掛金収入	運用収入	受換金	政 府 負担金	その他	年金給付	一時金 給付	移換金	その他							
	カ所	人	人	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%
19		7,406	5,619	△ 3,364	2,146	△ 5,699	0	189	0	3,026	2,680	0	203	143	△ 6,390	30,237	34,621	87.3%	△16.10%
20		7,209	5,750	△ 4,380	2,076	△ 6,646	0	190	0	3,342	2,793	0	219	330	△ 7,722	22,515	34,174	65.8%	△22.74%
21		7,224	5,984	6,816	1,932	4,686	0	198	0	3,296	2,988	0	167	141	3,520	26,035	31,580	82.4%	20.56%
22		6,842	6,120	2,208	2,333	△ 330	0	205	0	3,427	3,061	0	222	144	△ 1,219	24,816	29,111	85.2%	△1.79%
23		6,456	6,206	2,215	1,909	102	0	204	0	3,443	3,105	0	204	134	△ 1,228	23,588	29,345	80.3%	△0.11%
24		6,250	6,430	2,745	1,931	616	0	198	0	3,462	3,310	0	152	0	△ 717	22,871	28,097	81.4%	2.688%
25		6,243	6,412	3,018	2,227	601	0	190	0	3,480	3,330	0	150	0	△ 462	22,409	27,310	82.0%	2.688%
26		6,248	6,517	3,009	2,234	587	0	188	0	3,583	3,425	0	158	0	△ 574	21,835	26,409	82.6%	2.688%
27		6,266	6,575	3,045	2,243	618	0	184	0	3,664	3,500	0	164	0	△ 619	21,216	25,482	83.2%	2.91%

注1：財政見通しは、指定年度の前年度決算（実績値）を基に作成し、直近五年間の実績値及び健全化計画の対象年度における見通しを記載すること。ただし、健全化計画を変更する場合は、直近の決算（実績値）を基に作成し、直近五年間の実績値及び健全化計画の対象年度のうち残りの年度における見通しを記載すること。

注2：年度末積立金は純資産額とすること。

注3：将来見通し作成に係る脱退率等基礎率は直近の財政計算のものを使用する。なお、加入員数については、過去五事業年度の新規加入員数等の実績を踏まえて、適切に見込むこと。

## 年金数理に関する確認


私は、健全化計画書中財政の将来見通し部分を精査した結果、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを確認しました。

基金番号： 東基第 449 号

基金名： 東日本硝子業厚生年金基金

平成 25 年 2 月 14 日

年金数理人番号 第 220 号

年金数理人氏名 岩本陽巧 

(所属法人名：株式会社りそな銀行)